

大泉町公共下水道事業 経営戦略

2025（令和7）年

大泉町都市建設部公園下水道課

目 次

1 事業概要	1
2 将来の事業環境	3
3 経営の基本方針	5
4 投資・財政計画(収支計画)	5
5 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	6
6 経営比較分析表(令和4年度決算)	7
7 投資・財政計画(法適・収益的収支)	8
8 投資・財政計画(法適・資本的収支)	9

大泉町公共下水道事業経営戦略

団 体 名	： 大泉町				
事 業 名	： 公共下水道事業				
策 定 日	： 2024(令和6)	年	11	月	
計 画 期 間	： 2025(令和7)	年度	～	2034(令和16)	年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	2000(平成12)年4月1日供用開始 (供用開始後24年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	地方公営企業法 一部適用
処 理 区 域 内 人 口 密 度	4098.62人／km ² (2022(令和4)年度値)	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	有
処 理 区 数	流域関連公共下水道:5区(第1処理分区～第5処理分区)		
処 理 場 数	流域下水道に接続しているため処理場は保有していません。 ※流域関連公共下水道:1処理場(西邑楽水質浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	広域化実施状況 公共下水道事業は、2000(平成12)年4月1日の供用開始時より、流域下水道へすべて接続しています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	本町の下水道使用料金は、基本料金と従量料金の二部料金体系となっています。 使用料は、総括原価方式を採用し基本使用料(基本水量19m ³ /月含む)は需要家費および固定費の一部を配賦しています。 残りの原価は累進性の従量料金に配賦しています。 なお、使用料に資産維持費は見込んでいません。 下水道使用料(消費税10%込み) 基本使用料(1ヶ月分) 汚水量19立方メートルまで2,090円 従量料金(1立方メートルにつき) ・20立方メートルから39立方メートルまで286円 ・40立方メートルから99立方メートルまで297円 ・100立方メートル以上308円				
業務用使用料体系の概要・考え方	一般家庭用使用料と同様です。				
その他の使用料体系の概要・考え方	該当するものではありません。				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	2023(令和5)年度	2,160円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	2023(令和5)年度	3,567円
	2022(令和4)年度	2,160円		2022(令和4)年度	3,564円
	2021(令和3)年度	2,160円		2021(令和3)年度	3,565円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。(税抜)
*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職 員 数	損益勘定所属職員(事務職員) 3人 資本勘定所属職員(工務職員) 3人 合 計 6人
事 業 運 営 組 織	【都市建設部 公園下水道課 下水道係】 事業分掌(下水道係) ・下水道事業の調査及び計画並びに普及に関すること。 ・下水道受益者負担金に関すること。 ・下水道使用料に関すること。 ・下水道施設の設計及び施工監督に関すること。 ・下水道施設の維持管理に関すること。 ・開発行為等に伴う指導に関すること。 ・下水道台帳の整備保管に関すること。 ・排水設備の設置許可及び検査に関すること。 ・下水道水洗化の促進に関すること。 ・流域下水道との連絡調整に関すること。 ・群馬東部水道企業団との連絡調整に関すること。

(2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	下水道使用料徴収業務、管路施設の清掃業務など
	イ 指定管理者制度	該当事項はありません。
	ウ PPP・PFI	該当事項はありません。
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当事項はありません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当事項はありません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

2022(令和4)年度決算「経営比較分析表」を7ページに添付しています。

この経営比較分析表は、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経営比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。

【総合的な評価】

本町の下水道事業における経営比較分析表は、法適用となった2020(令和2)年度以降の数値が記載されています。

流動比率が、毎年度上昇していることや経常収支比率が100%以上を維持していることなど良い傾向の指標値はあるものの、汚水処理原価の上昇やそれに伴う経費回収率の低下など、将来も安定的な経営を続けるためには改善すべき課題もあります。また、経常収支比率を計算する根拠となる経常収入の中には、一般会計からの繰入金も含まれることから一般会計への依存度を低減する必要がある将来においては、料金改定等の経営改善を行わない場合には、指標値が悪化することが考えられます。施設の老朽化度合いは、下水道整備開始から30年程度であることから、老朽化した施設はありません。

【指標値の個別評価】

1. 経営の健全性・効率性

①経常収支比率

経常収支比率は、料金収入や一般会計からの繰入金等の収入で、維持管理費や支払い利息等の費用をどの程度蓄えているかを示す指標です。公営企業会計に移行した2020(令和2)年度以降、経常収支比率は100%を超えており、類似団体平均よりやや高い水準です。

②累積欠損金比率

営業収益に対する累積欠損の状況を示す指標です。累積欠損金が発生していないことを示す0%であることを求められます。公営企業会計に移行した2020(令和2)年度以降、本事業における累積欠損金比率は0%であり、累積欠損金比率は発生していません。

③流動比率

流動比率は、短期的な債務に対する支払い能力を表す指標で、1年以内に支払うことができる現金等がある状況を示す100%以上であることが求められます。公営企業会計に移行した2020(令和2)年度以降、流動比率は適正基準とされる100%を下回っているが、類似団体と比較して高い水準です。

④企業債残高対事業規模比率

企業債残高対事業規模比率は、収入規模と見合った企業債残高であることを示す指標であり、将来世代への負担が過度に高まらないように留意する必要があります。公営企業会計に移行した2020(令和2年)年度以降、企業債残高対事業規模比率は、類似団体より大きく下回っているが、年々増加してきています。

⑤経費回収率

経費回収率は、使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを示す指標であり、使用料単価を汚水処理原価で除することで算出されます。経費回収率は、年々下がっていますが、類似団体と比較すると若干高い水準となっています。

⑥汚水処理原価

汚水処理原価は、有収水量1m3当たりの汚水処理に要した費用です。汚水処理原価は、年々増加しており、2022(令和4)年度では、比較する類似団体を上回っています。

⑦施設利用率

本町の下水道は、流域下水道を利用しているため、施設利用はありません。

⑧水洗化率

水洗化率は、下水道処理区域内の人口のうち下水道に接続された水洗便所を設置している人口の割合を示す指標です。水洗化率は、接続人口の増加が鈍く比較する類似団体を下回っています。

2. 老朽化の状況

①有形固定資産減価償却率

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示しています。本事業においては、下水道整備開始から30年程度と浅く、法定耐用年数に近い資産が少ないため、比較する類似団体を下回っています。

②管渠老朽化率

管渠老朽化率は、法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を示す指標で管渠の老朽化度合いを示します。本事業においては、法定耐用年数を超えた管渠はありません。

③管渠改善率

管渠改善率は、当年度に更新した管渠延長の割合を示す指標で、管渠の更新ペースや状況を把握することができます。セラミック管の破損等による管更生工事を実施しています。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

処理区域内人口は、本町の全体計画において予測された将来の行政区域内人口を基に、将来の普及率の予測値を乗じて算定しています。普及率は、将来において毎年度0.5%ずつ上昇するものとしています。
なお、毎年度上昇率0.5%は、過去実績を基に、計画期間10年において普及率5%上昇を目標として期間按分により計算しました。

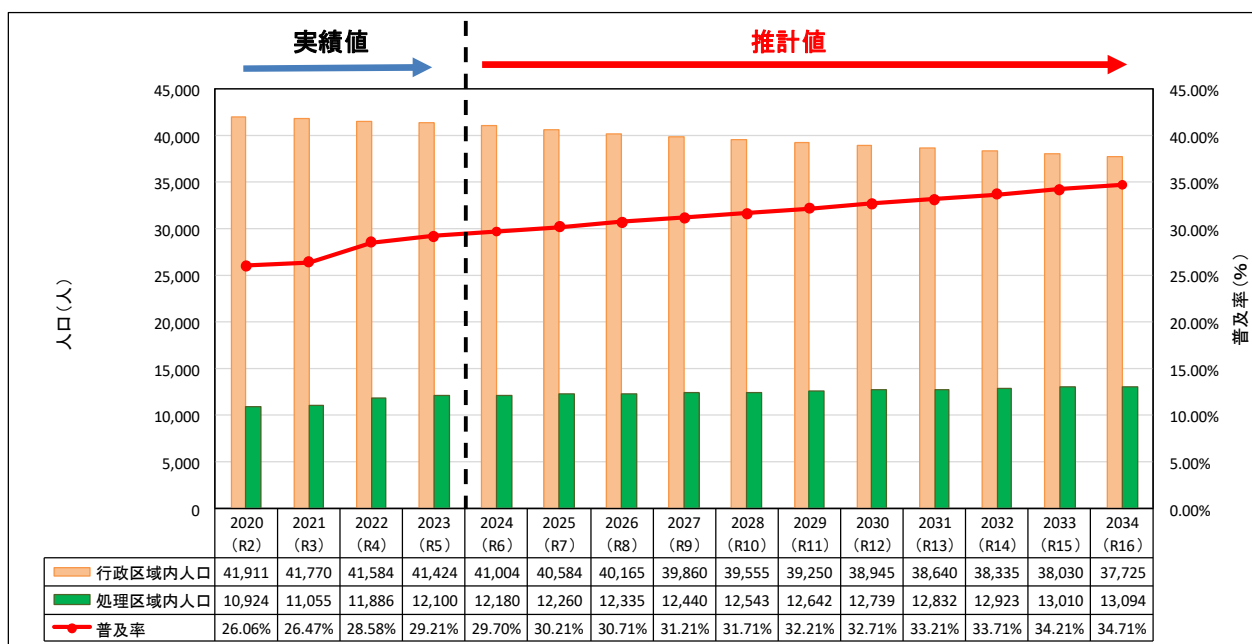
- ・2025(令和7)年度 処理区域内人口予測値 40,584人
- ・2034(令和16)年度 処理区域内人口予測値 37,725人

※ 将来の各人口は、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計値を使用

普及率推移(実績値及び目標値)

※普及率:処理区域内人口÷行政区域内人口

- ・2023(令和5)年度 29.21%(現在値)
- ・2029(令和11)年度 32.21%(中間目標値)
- ・2034(令和16)年度 34.71%(計画目標値)



(2) 有収水量の予測

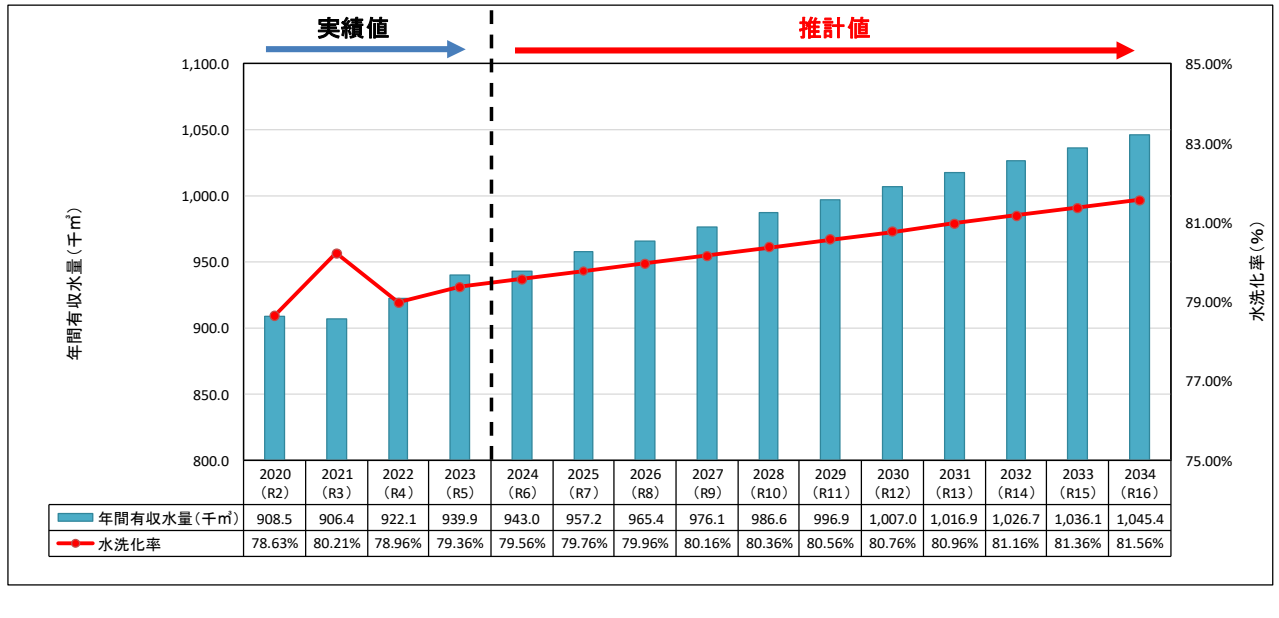
有収水量は、処理区域内人口に水洗化率を乗じて水洗便所設置済人口を算出し、人口一人当たり有収水量の2023(令和5)年度値を乗じて算定しています。水洗化率は、将来において毎年度0.2%ずつ上昇するものとしています。
なお、毎年度上昇率0.2%は、過去実績を基に、計画期間10年において水洗化率2%上昇を目標として期間按分により計算しました。

- ・2025(令和7)年度 有収水量予測値 957,177立方メートル
- ・2034(令和16)年度 有収水量予測値 1,045,376立方メートル

水洗化率推移(実績値及び目標値)

- ・2023(令和5)年度 79.36%(現在値)
- ・2029(令和11)年度 80.56%(中間目標値)
- ・2034(令和16)年度 81.56%(計画目標値)

※水洗化率: 接続人口÷供用開始区域内人口



(3) 使用料収入の見通し

有収水量の予測において算出した将来有収水量に、過去3年間の下水道使用料単価の平均値を乗じて将来の使用料収入の算定を行いました。結果、下水道の普及に伴い増加する水洗便所設置済み人口に比例して、毎年度下水道使用料収入が増加する見通しとなりました。しかし、減価償却費の増大や物価上昇の影響等から将来において費用が大きく増加し、それに伴い収益が悪化することから、2034(令和16)年度に経常収支比率が100%未満になることが予想されます。
そのため、推計期間内において経常収支比率が100%以上を維持するため、2033(令和15)年度に10%の料金改定を見込みます。

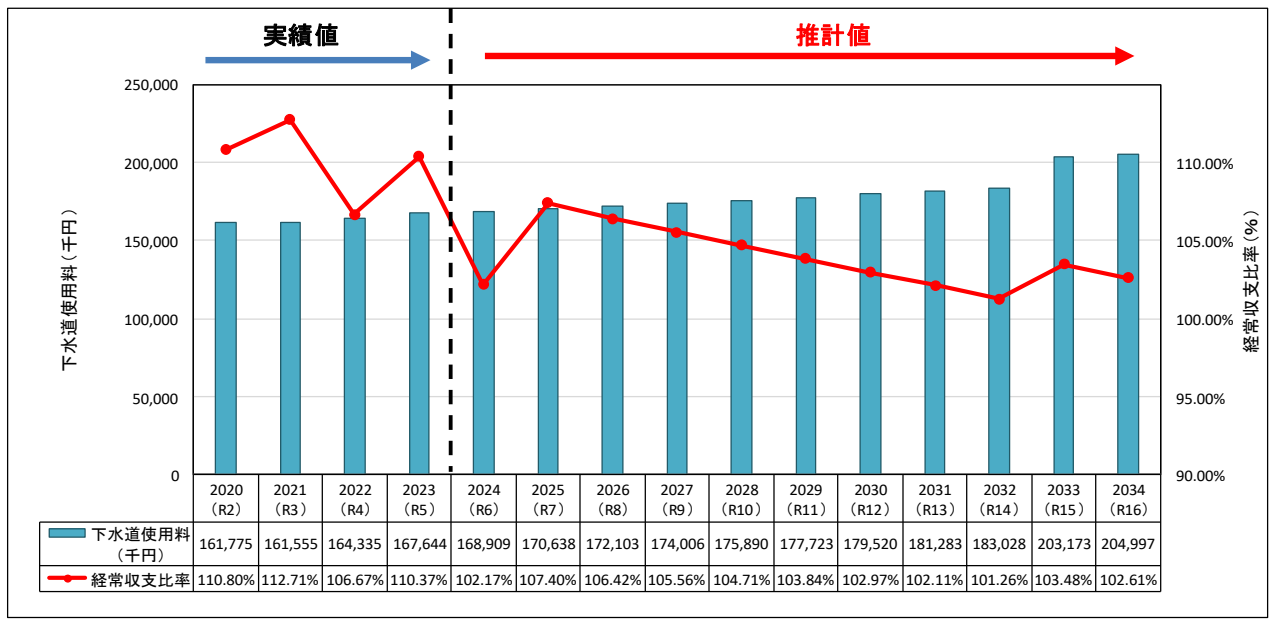
- ・2025(令和7)年度 使用料収入予測値 170,638千円
- ・2034(令和16)年度 使用料収入予測値 204,997千円

経常収支比率推移(実績値及び目標値)

- ・2023(令和5)年度 110.37%(現在値)
- ・2029(令和11)年度 103.84%(中間目標値)
- ・2034(令和16)年度 102.61%(計画目標値)

※経常収支比率: 収入÷支出

収入で支出を賄えているかの指標で 100%未満の場合は単年度の収支が赤字である事を示しているため、経営改善に向けた取組が必要になる。



(4) 施設の見通し

本事業は流域下水道に100%接続しており、保有施設は管路のみとなっております。管路は供用開始当初に布設したものは24年経過していることから、健全度の観点からは課題はないものの、将来的な管路更新等ができるように計画的な施設の投資・更新を進めていきます。

(5) 組織の見通し

現在は職員数が事務3人、工務3人で推移しており、推計においても同人数を維持するものとします。なお、将来において全体計画の見直しにより未普及対策が減少した場合には、職員数が減になる可能性があります。

3. 経営の基本方針

1. 下水道施設の適正管理
適切な施設の維持管理及び経営の効率化・健全化を図りつつ、下水道インフラを継続的に提供します。
2. 未整備地区における整備の推進
未整備地区においては、財政状況に配慮しつつ、住宅密集地域を中心に計画的な施設整備を推進します。
3. 財政運営の健全化
下水道事業の収入において、他会計補助金が大きな割合を占めていることや、長期的には、施設の老朽化対策として、修繕費が漸増していくことが見込まれることも考慮し、今後は使用料水準の適正化に関する検討や一般会計繰入金の抑制、企業債残高の縮小等を通じて、財政運営の健全化を図ります。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり(8、9ページ)

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	
	・今後10年間の建設改良費は、2026(令和8)年度までは毎年度約4億円、2027(令和9)年度からは毎年度3億円と見込んでいます。なお、本町下水道事業は流域下水道への接続率100%であることから処理場等を保有せず、将来における建設改良費はすべて処理区域拡充のための管渠布設を想定しています。また、保有する管渠は布設からの年数が浅いため、計画期間内においては更新事業は想定しておりません。

・管渠整備事業
現在下水道が未普及となっている地域の解消のため、管渠整備事業として建設改良費を2026(令和8)年度までは、毎年度約4億円、2027(令和9)年度からは毎年度3億円と見込んでいます。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	
	・計画期間内において経常収支比率が100%以上を維持できる計画とします。 ・今後10年間における収益的収入は、1年につき約6億円としています。 ・今後10年間における下水道使用料収入は、1年につき約1億7千万円～2億円としています。 ・今後10年間及び20年間の資本的収入の主な財源は国庫補助金と企業債になりますが、企業債の借入額の抑制に努め、資本的収支の不足額を補うために、収益的収支において確保する純利益を引き続き積み立てます。

《収益的収入》
【下水道使用料】 前掲の2. 将来の事業環境(3)使用料収入の見通しに記載した方法を用いて算定しました。
【他会計補助金】 基準内繰入金は、減価償却費と支払利息から長期前受金戻入を引いた額を基準に過年度実績程度とし、基準外繰入金は、その他経費×35%を基準として2034(令和16)年度に0千円になるように毎年度縮減して行きます。

《資本的収入》
【企業債】 2027(令和9)年度以降は建設改良費に対して充当率45%で推移するものとして、企業債残高縮減に努めます。
【他会計補助金】 過年度と同水準とし、建設改良費と企業債償還金の合算値×25%で算定しました。
【国(県)補助金】 過年度の建設改良費全体に対する補助率平均×当年度建設改良費で算定しました。
【工事負担金】 過年度平均値で算定しました。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

【職員給与費】 現在時点において職員数の変更の予定がないことから、過年度平均値に毎年度賃金上昇率を乗じて算定しました。
 【動力費】【材料費】 処理場を保有していない(流域下水道接続)ため0円で算定しました。
 【上記以外の経費】 過年度平均値に物価上昇率を乗じて算定しました。

※経費削減に関する事項:現時点では、下水道の普及拡大を進めている段階であり、計画に反映する経費削減等の具体的な取り組みはありません。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	県で東毛流域下水道におけるソフト面での広域連携について検討を進めています。
投資の平準化に関する事項	事業計画等の更新に合わせて投資の平準化を再検討します。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	国等の動向に注視し、必要に応じて取り組みを検討します。
その他の取組	現在の全体計画について、経済的な妥当性等を考慮して見直しを検討して行きます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	今回算定した使用料改定率やその時期について、必要に応じて再度検討を行っていきます。
資産活用による収入増加 の取組について	該当事項はありません。
その他の取組	国等の動向に注視し、必要に応じて取り組みを検討します。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	国等の動向に注視し、必要に応じて取り組みを検討します。
職員給与費に関する事項	該当事項はありません。
動力費に関する事項	該当事項はありません。
薬品費に関する事項	該当事項はありません。
修繕費に関する事項	該当事項はありません。
委託費に関する事項	該当事項はありません。
その他の取組	該当事項はありません。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	各種指標の達成状況の確認や、社会状況等の変化に対応した計画とするため、5年毎に計画の検証及び見直しを行っていきます。 また、必要がある場合には、町内の関係する各種計画の進捗管理や見直しに合わせて本計画の見直しを実施します。
-------------------------	--

経営比較分析表（令和4年度決算）

群馬県 大泉町

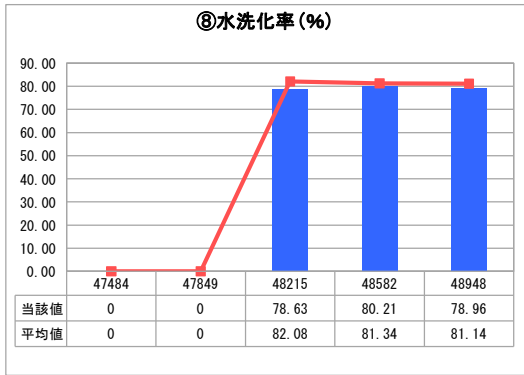
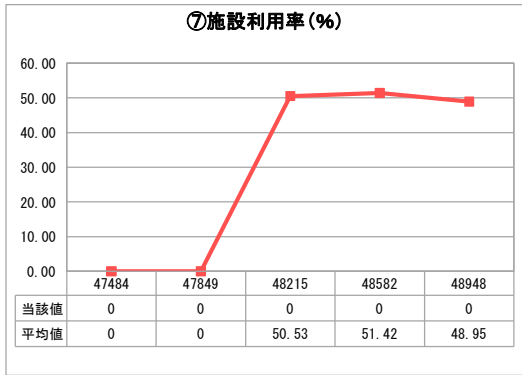
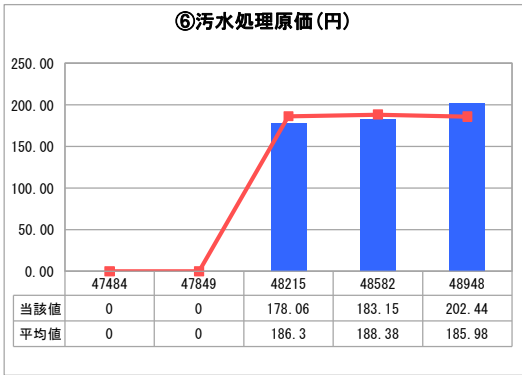
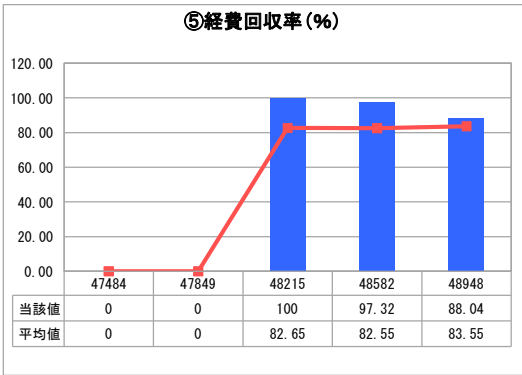
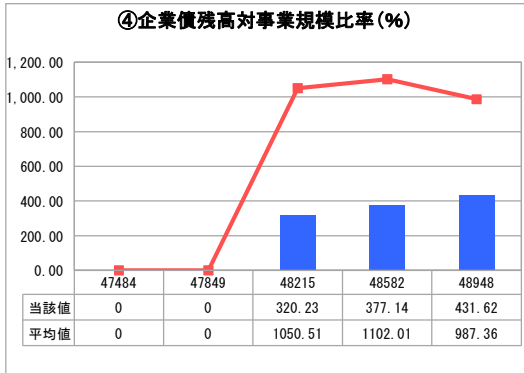
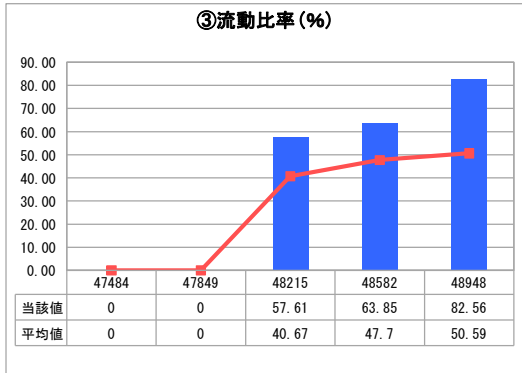
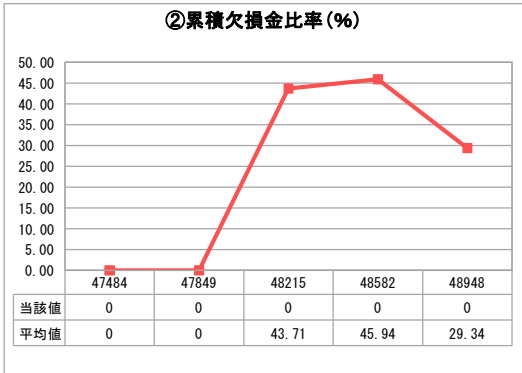
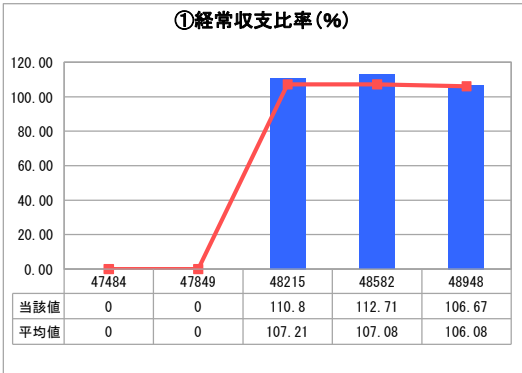
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Cc2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	71.10	28.90	100.63	2,376

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
41,729	18.03	2,314.42
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
11,886	2.90	4,098.62

グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【】 令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①経営の健全性を示す経常収支比率は、前年度比6.0ポイント減の106.67%となった。特别的な費用の増加や使用料収益の伸び悩みにより比率が前年度より低下したが、健全経営の水準とされる100%を上回った。

②累積欠損金は発生していない。

③短期的な支払い能力を示す流動比率は、前年度比18.71ポイント増の82.56%となり類似団体と比較して高い水準にあるが、100%達成に向け更に経営状況を改善していく必要がある。

④企業債残高対事業規模比率は、類似団体平均を大きく下回っているものの、年々増加している。経営戦略改定を進める中で投資規模は適切か、使用料水準は適切か分析し、必要に応じて経営改善を図っていく。

⑤使用料水準の妥当性を示す経費回収率は、前年度比9.28ポイント減の88.04%となり100%を大きく下回った。単年度の特别的な費用の増加が要因であり、増加分を除くと経費回収率は100%を超え、使用料水準は概ね妥当であると言える。

⑥汚水処理に係るコストを示す汚水処理原価は、前述の特别的な費用の増加により、前年度比19.29ポイント増の202.44円となり初めて類似団体平均を上回った。

⑦本町の下水道は最終的に流域下水道（県の施設）に接続しており、下水の処理は流域下水道の処理場で行っているため、施設利用率はない。

⑧水洗化率は、供用開始区域内人口の増加に対し接続人口の増加が鈍かったことから前年度比1.25%減となった。類似団体平均を下回っており、接続促進活動の強化や効率的な整備により改善を図る必要がある。

2. 老朽化の状況について

①資産の老朽化割合を示す有形固定資産減価償却率は、整備開始からの年数が30年程度と浅く法定耐用年数に近い資産が少ないため、類似団体と比較して低い数値となっている。

②管渠の老朽化率を示す管渠老朽化率は、法定耐用年数を経過した管渠がないため0%となっている。しかしながら、面整備開始当初に敷設した陶管約30kmにおいてひび割れなどが散見されており、財源を確保しつつ計画的に点検・更新していく必要がある。

③当該年度に更新した管渠延長の割合を示す管渠改善率は、令和3年度に実施した管路調査でひび割れが見られた陶管管渠160.8mの管更生工事を実施したが、前年度管更生工事の施工延長よりも短かったため前年度比0.1ポイント減となった。引き続きストックマネジメント計画策定の検討を進め、将来的には策定したストックマネジメント計画をもとに計画的に更新工事を実施していきたいと考えている。

全体総括

経常収支比率は100%を超え黒字経営であるが、単年度の特别的な経費の増加により経費回収率は100%を大きく下回った。汚水処理費用の約2割を一般会計繰入金でまかなっている状況であるためコスト削減や収入増加のための経営努力が必要であるが、特别的な経費を除くと経費回収率は100%を超えており、経営状況は概ね良好であり健全経営であると言える。

本町の公共下水道事業は未普及解消段階にあり、整備面積拡大とともに接続戸数・使用料とも順調に増加していたが、近年は接続戸数の増加に対して使用料収益が伸び悩んでいる。節水機器の普及や住民・事業者の節水意識の高まりから1世帯(事業所)あたりの有収水量が年々減少しているため、令和6年度の経営戦略改定において、使用料体系の見直しを含め今後の人口減少も見据えた料金改定の必要性の検証を行う予定である。

また、未普及対策に充てられる国費等を活用して令和8年度までに人口集中地域など接続率向上に繋がる効率的な面整備を進め、接続促進活動を強化して有収水量及び使用料収入を確保するとともに、発生した利益剰余金を建設改良積立金として積み立て、将来の更新需要に備えていく。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

年 度			2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)										
区 分			(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決算見込)	(予算)	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)	2030(R12)	2031(R13)	2032(R14)	2033(R15)	2034(R16)
収 益 的 収 入	収 益	1. 営 業 収 益 (A)	161,803	161,593	164,358	167,667	168,926	170,666	172,131	174,034	175,918	177,751	179,548	181,311	183,056	203,201	205,025
		(1) 料 金 収 入	161,775	161,555	164,335	167,644	168,909	170,638	172,103	174,006	175,890	177,723	179,520	181,283	183,028	203,173	204,997
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(3) そ の 他	28	38	23	23	17	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28
		2. 営 業 外 収 益	405,071	418,874	420,997	415,817	424,290	410,662	412,688	413,276	413,416	413,689	414,044	414,444	414,837	415,264	415,601
		(1) 補 助 金	244,726	256,650	256,735	242,000	246,000	231,411	228,125	224,583	220,632	216,843	213,183	209,593	206,034	202,506	198,892
		他 会 計 補 助 金	244,726	256,650	246,000	242,000	246,000	231,411	228,125	224,583	220,632	216,843	213,183	209,593	206,034	202,506	198,892
		そ の 他 補 助 金	0	0	10,735	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	158,726	161,230	163,780	173,291	177,870	178,584	183,896	188,026	192,117	196,179	200,194	204,184	208,136	212,091	216,042
		(3) そ の 他	1,619	994	482	526	420	667	667	667	667	667	667	667	667	667	667
収 入 計 (C)		566,873	580,466	585,355	583,484	593,216	581,328	584,819	587,310	589,334	591,440	593,592	595,755	597,893	618,465	620,626	
収 益 的 支 出	支 出	1. 営 業 費 用	449,741	459,226	498,943	485,004	541,142	497,462	506,501	513,487	520,509	527,546	534,599	541,508	548,417	555,408	562,317
		(1) 職 員 給 与 費	24,847	23,712	20,864	23,958	25,127	23,814	24,075	24,316	24,559	24,805	25,053	25,279	25,506	25,736	25,967
		基 本 給	19,208	18,145	16,081	18,367	19,358	18,275	18,476	18,661	18,847	19,036	19,226	19,399	19,574	19,750	19,928
		退 職 給 付 費	1,863	1,877	1,507	1,864	1,879	1,823	1,843	1,862	1,880	1,899	1,918	1,935	1,953	1,970	1,988
		そ の 他	3,775	3,690	3,276	3,727	3,890	3,715	3,756	3,794	3,832	3,870	3,909	3,944	3,979	4,015	4,051
		(2) 経 費	118,616	124,399	161,750	132,787	179,584	138,190	139,633	140,999	142,377	143,769	145,175	146,465	147,767	149,128	150,405
		動 力 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		修 繕 費	105	109	173	93	245	138	139	141	142	144	145	146	148	149	150
		材 料 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		そ の 他	118,511	124,289	161,577	132,694	179,338	138,052	139,493	140,858	142,235	143,625	145,030	146,319	147,619	148,979	150,255
(3) 減 価 償 却 費	306,278	311,116	316,329	328,259	336,431	335,459	342,793	348,172	353,572	358,972	364,372	369,764	375,145	380,545	385,945		
2. 営 業 外 費 用		61,869	55,775	49,786	43,675	39,476	43,800	43,041	42,873	42,333	42,021	41,889	41,922	42,051	42,284	42,521	
(1) 支 払 利 息	58,456	51,846	45,731	41,645	39,476	40,463	39,704	39,535	38,995	38,683	38,552	38,584	38,713	38,946	39,183		
(2) そ の 他	3,413	3,929	4,055	2,029	0	3,338	3,338	3,338	3,338	3,338	3,338	3,338	3,338	3,338	3,338		
支 出 計 (D)		511,610	515,001	548,729	528,678	580,618	541,262	549,543	556,360	562,842	569,567	576,489	583,430	590,468	597,691	604,838	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		55,264	65,465	36,626	54,806	12,598	40,065	35,276	30,949	26,492	21,872	17,103	12,325	7,425	20,773	15,787	
特 別 利 益 (F)		3,687	0	0	4	1											
特 別 損 失 (G)		3,172	27	230	30	156											
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		515	△ 27	△ 230	△ 26	△ 155	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		55,778	65,438	36,396	54,780	12,443	40,065	35,276	30,949	26,492	21,872	17,103	12,325	7,425	20,773	15,787	
流 動	繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		55,778	121,216	39,735	54,780	74,399	114,464	149,740	180,689	207,181	229,053	246,156	258,481	265,905	286,679	302,466
	流 動	資 産 (J)	260,574	241,151	421,915	390,153	379,179	411,396	504,866	596,866	695,837	796,137	901,089	1,005,891	1,112,285	1,240,104	1,359,844
		う ち 未 収 金	42,902	38,091	48,727	46,805	43,549	47,641	48,050	48,581	49,107	49,619	50,121	50,613	51,100	56,724	57,234
		負 債 (K)	452,268	377,685	511,029	398,514	354,088										
		う ち 建 設 改 良 費 分	271,236	265,689	248,380	230,179	211,777	208,346	190,064	176,534	170,338	159,575	155,235	148,447	146,426	145,631	142,006
	う ち 一 時 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	う ち 未 払 金	175,502	106,811	256,237	166,256	118,797	171,833	173,642	175,346	177,066	178,803	180,557	182,165	183,787	185,474	187,075	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)																	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)																	
営 業 収 益 ー 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		161,803	161,593	164,358	167,667	168,926	170,666	172,131	174,034	175,918	177,751	179,548	181,311	183,056	203,201	205,025	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)																	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)																	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)																	
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)																	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)																	

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

年 度 区 分			2020(R2) (決 算)	2021(R3) (決 算)	2022(R4) (決 算)	2023(R5) 〔 決 算 込 〕	2024(R6) (予 算)	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)	2030(R12)	2031(R13)	2032(R14)	2033(R15)	2034(R16)
資本的収入 																	

○他会計補助金

(単位:千円)

年 度 区 分		2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)	2030(R12)	2031(R13)	2032(R14)	2033(R15)	2034(R16)
収 益 の 収 支 分		244,726	256,650	246,000	242,000	246,000	231,411	228,125	224,583	220,632	216,843	213,183	209,593	206,034	202,506	198,892
	うち基準内繰入金	203,247	213,142	189,448	187,093	197,214	187,925	189,067	190,073	190,763	191,709	192,879	194,230	195,701	197,292	198,892
	うち基準外繰入金	41,479	43,508	56,552	54,907	48,786	43,486	39,058	34,510	29,869	25,134	20,304	15,363	10,333	5,214	0
資 本 の 収 支 分		158,574	169,350	156,000	158,000	174,000	153,914	154,712	122,516	119,134	117,584	114,894	113,809	112,112	111,606	111,408
	うち基準内繰入金	158,574	169,350	156,000	158,000	174,000	153,914	154,712	122,516	119,134	117,584	114,894	113,809	112,112	111,606	111,408
	うち基準外繰入金	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		403,300	426,000	402,000	400,000	420,000	385,325	382,837	347,099	339,766	334,427	328,077	323,402	318,146	314,112	310,300

参考資料（用語説明）

用語	ページ	説明
流域関連公共下水道	P1	下水処理場がなく、下水道管の下流（流末）を、都道府県が行う「流域下水道」につなぐものを「流域関連公共下水道」といいます。 大泉町は、太田市、邑楽町・千代田町と共に東毛流域下水道（西邑楽処理区）に接続し汚水等の処理をしています。
PPP・PFI	P2, P6	PPP（Public Private Partnership）とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、民間資金の効率的使用や行政の効率化等を図るものであり、PFI（Private Finance Initiative）はその一類型です。
将来の行政区域内人口	P3	国立社会保障・人口問題研究所がまとめた将来人口の推計値を使用しています。
普及率	P3	普及率は大泉町の人口に対して、それぞれの下水道の処理区域内の人口の割合です。 普及率＝処理区域内人口÷行政区域内人口×100
有収水量	P4	各家庭等から排出された汚水の総量のことを有収水量といい、下水道使用料収入の対象となります。
水洗化率	P4	水洗化率はそれぞれの処理区域内で実際に下水道に接続している人口の割合です。 水洗化率＝接続人口÷供用開始区域内人口×100
減価償却費	P4, P5	固定資産の取得原価を、利用する各年度の費用として割り当て、投下資本を回収する会計処理です。
経常収支比率	P4	経常費用（＝営業費用＋営業外費用）が経常収益（＝営業収益＋営業外収益）によって、どの程度賄われているかを示す指標。この比率が100%未満である場合、収益（稼いだお金）で費用（支払うお金）を賄えず経常損失が生じていることを意味します。

他会計補助金	P2, P5	地方公営企業法では、汚水の処理費用は下水道使用料で賄うことが原則となっているが、使用料の不足分を一般会計繰入金等で補っているのが現状です。 一般会計繰入金とは、一般会計から下水道事業会計に繰入られる資金で、下水道事業会計の収入の一部を構成しています。さらに繰入金は、基準内繰入金と基準外繰入金に分類されます。 基準内繰入金は、総務省が定める基準にもとづくものであり、「雨水公費・汚水私費」の原則により雨水処理に要する経費があります。他に分流式下水道等に要する経費、流域下水道の建設に要する経費、高資本費対策に要する経費、地方公営企業法の適用に要する経費及び児童手当に要する経費等が挙げられます。 基準外繰入金は、総務省が定める基準に基づかないものであり、基準外繰入金は発生しないことが理想です。
建設改良費	P5	公営企業の固定資産（下水道管渠等）の新規取得又は増改築等に要する経費のことです。
長期前受金戻入	P5	資産取得時に財源とした補助金や企業債に係る繰入金（元金償還金分）のうち、減価償却が必要な資産に充てたものを長期前受金といい、これにより取得した資産の減価償却に併せて、毎年度、減価償却費に一定の割合を乗じた額を収益（長期前受金戻入）として計上します。
企業債	P5	地方公営企業が施設の建設・改良等に要する資金に充てるための借金です。企業債を発行することで、資金負担を平準化することができますが、後年度において元金の償還に加え、利払いの必要が生じます。
類似団体	P2, P7	市町村の態様を決定する要素のうちで最もその度合いが強く、しかも容易、かつ客観的に把握できる「人口」と「産業構造」により設定された類型により、大都市、特別区、中核市、特例市、都市、町村ごとに団体を分別したものです。